

令和 7 年 9 月 12 日

神奈川・港北間税会
会長 小山 正武 様

神奈川税務署長 (官印省略)

税務署における「キャッシュレス推進デー」の試行について (依頼)

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、キャッシュレス納付の推進等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

国税のキャッシュレス納付の割合は、令和 6 年度(速報値)で納付件数全体の 45%に達しており、令和 8 年度で 50%に達成するように目標値を見直しました。

更なるキャッシュレス納付の推進に向けて、東京国税局管内 84 署において、毎月 10 日を「キャッシュレス推進デー」と定め、国税の納付のために来署された納税者を対象に、キャッシュレス納付に誘導する取組を試行的に実施することで、通常以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れることとしております(詳細は別添「税務署におけるキャッシュレス推進デーの試行の概要」参照)。

取組の実施に当たって、御理解と御協力を賜るとともに、会員の方々に御周知いただくようお願い申し上げます。

【連絡先】 神奈川税務署

管理運営第 1 部門 米谷 文秀

電話 : 045(544)0141 内線 : 810